

《参考:非公募要件(規則 § 2関係)》

(3)施設の管理に専門的かつ高度な技術等を要する場合において、専門的かつ高度な技術等を持つ団体を指定することにより、当該施設の有効な管理が図られると認められる場合

(5)指定管理者による管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合
“管理状況が極めて良好”とは…

①評価委員会において「極めて良好」の評価を3回(1～3年目)中の2回以上(2回目適用の場合は、5回(4～8年目)中の4回以上)得た場合

②対象となる施設は、指定管理期間が5年の施設のみ

※5号の適用は、上記要件を満たした場合に、施設を取り巻く状況、過去の応募状況、今後の応募見込み等により総合的に判断する。

(6)市の出資している団体その他の団体に管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、施設の設置目的を十分に達成できると認められる場合